

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針（P. 4～P. 16）		
I 基本的な考え方（P. 4）		
【4 計画における施策の対象者】 「性的マイノリティ」とあるが、定義を詳述してはどうか。 同語は使用者によってその意味するところが異なるため、対象者を同定しづらいため。	P. 4	
【4 計画における施策の対象者】 「性的マイノリティ」が「性自認が女性であるトランスジェンダー」以外の法的には男性である方々を含む場合、策定の趣旨にある困難女性支援法並びに同法の国基本方針から外れ、県独自に支援対象として設定することになるため、その根拠や理由などを明示していただけないか。	P. 4	
【4 計画における施策の対象者】 「高齢者、障害者、外国籍の女性や性的マイノリティなど多様な支援対象者」という表記からは、男性を対象とするように読めるので「高齢者、障害者、外国籍、性的マイノリティの女性」という表記が適切と考る。 本計画においては、例えば性的マイノリティだとしても男性を支援対象とすべきでなく、もし支援が必要と判断されるのであれば、本計画ではない別の計画においてなされるべきである。	P. 4	性的マイノリティの方々への支援については、今後も議論されるべき課題であると認識しております。 計画における施策の対象者に関する貴重な御意見として賜ります。
【4 計画における施策の対象者】 高齢者、障害者、外国籍の女性、マイノリティなど多様な支援対象者についても配慮とあるが、高齢者や障害者、マイノリティには男性を含むように読める。支援対象者は女性に限定すべきである。	P. 4	
【4 計画における施策の対象者】 本計画における「女性」という用語について、身体が女性として生まれた人を指すと明確に定義を求める。 「性自認」により自身を女性とみなす男性や、性同一性障害特例法により女性に戸籍上の性別記載変更をした男性のことを「女性」に含めないでほしい。 仮に現状、「女性」とは戸籍上の女性であり、性別記載変更をした男性を含むものとしていても、現行の性同一性障害特例法の要件は将来的に緩和される可能性が高いと考えられている。 この背景を踏まえると、戸籍上女性とみなされた人を一律に「女性」と定義する現行の枠組みでは、困難な問題を抱える女性を支援する場面で甚大な問題が生じる可能性がある。 そのため、性同一性障害特例法において男性から女性に戸籍変更をした人を「女性」という用語の定義から除外することを求める。また、現行の法解釈が法的女性を女性とみなすものであっても見直しをするよう求める。	P. 4	

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
II 現状及び課題（P.5～P.16） <p>【②女性相談支援員の状況】 市町村における女性相談支援員の配置率が約26%と低い状況を打破するため、市町村へ交付金等を拠出し、人材育成・離職防止・待遇向上・身分保障に努めてほしい。支援職としてスキルを身につけて様々なケースに対応する必要があることから、長く働ける職場環境を整備できるよう、市町村に対して財政的側面から支援してほしい。 また、困難女性がどんなことでも気兼ねなく相談できる相手となれるよう、支援員として雇用しケースワークに関与する支援員は女性のみを配置することを強く求める。「性自認」により自身を女性とみなす男性や、性同一性障害特例法により女性に戸籍上の性別記載変更をした男性は、女性に含めないでほしい。 同様に、「性自認」により自身を女性とみなす男性や、性同一性障害特例法により女性に戸籍上の性別記載変更をした男性が支援を求めてきた場合は、女性の支援員に支援にあたらせるのではなく、女性相談ではない別の適切な支援窓口を紹介する対応をとってほしい。</p>	P.9	性的マイノリティの方々への支援については、今後も議論されるべき課題であると認識しております。 貴重な御意見として賜ります。
<p>【②女性相談支援員の状況】 女性相談員の相談内容は配偶者暴力や離婚が多い。夫婦間DVに関する相談が中心となっており、女性支援法にある性被害等のDV以外の相談に対応する経験が少ないと感じる。市民も、DV以外の相談ができる認識を持てるまでの周知も必要だと感じる。 女性相談員への研修体制や、市民への周知について、今後どのようなプロセスで具体的な計画を策定していくかがしたい。</p>	P.11	ご指摘のとおり、今後は、女性相談支援員に対する研修において、困難な問題を抱える女性への対応、支援等を周知するよう努めてまいります。 また、相談機関等について県のホームページ等を利用し、周知していきたいと考えております。
<p>【③女性自立支援施設の状況】 かにたの位置づけが無視されているようで気になる。本文を「本県には女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が2施設あり」に変更して以下の人数等はかにたの実数を加えてはどうか。</p>	P.11	「かにた婦人の村」については、全都道府県から入所者を受け入れる、全国で唯一の婦人保護長期入所施設であり、他の婦人保護施設とは性質が異なると認識しております。 同施設からは、支援団体等が集まる会議等で困難女性支援法の施行や基本計画に関する意見を伺ったところです。また、今後設置する予定の支援調整会議の実務者会議等に、参加を求ることにより、連携してまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見 (R6. 2. 1~2. 29)

資料 4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【③女性自立支援施設の状況】 女性自立支援施設の利用者数の低迷はかなり問題ではないか。「ヒアリング」の部分で「行政機関を経由せずとも入所できる」との聞き取りが出来ているため、具体的な直接入所への仕組みと、施設の役割やメリット等周知を含めて施設の有効活用を推し進めてほしい。</p>	P. 11～P. 12	<p>より幅広い女性自立支援に対応できるよう、入所に関する体制を整備していく必要があると考えております。 引き続き、市町村等の関係機関や、民間支援団体等に対し、行政による一時保護を経由せずとも入所できる旨周知に努めてまいります。</p>
<p>【⑤若年女性に対するアウトリーチ等を行っている民間支援団体の状況等】 県との協働が可能な民間支援団体が1団体となっている。県内でアウトリーチをしている団体が他にないとは想定しづらく、把握が不十分だと感じる。調査を行う必要があると考えるが、実施する考えはあるか。</p>	P. 13	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間支援団体との協働が重要であると考えております。 アウトリーチ等の施策の実施や支援調整会議、千葉県独自の中核地域生活支援センターとの連携等を通して、民間支援団体の把握に努めてまいります。</p>
<p>【⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 2つ目の項目で、デジタル化の進む現代においてスマートフォンが社会生活のライフラインとなっていることから、困難女性が一時保護入所をためらうことのないよう、スマートフォンの使用について柔軟に対応してほしい。</p>	P. 13	<p>支援対象者の個々の状況や要望を判断した上で、携帯電話等の通信機器の一時的な使用を個別に認めたり、一時保護委託を活用したりする等、柔軟な対応を検討してまいります。</p>
<p>【⑦民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 P. 14の1つ目の項目で、身体的暴力から逃げてきている女性が多い中、女性サポートセンターが一時保護しなかった場合、対象者は再び暴力の危機に瀕することが予想される。生命保護という観点から、一時保護については関係機関と連携をとり、迅速な対応をしてほしい。</p>	P. 14	<p>支援元の市町村等の関係機関や民間支援団体等との連携を密にし、引き続き、迅速な入所決定に努めてまいります。</p>

パブリックコメントで寄せられた意見 (R6.2.1~2.29)

資料4-2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方(案)
<p>【⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 P.14の6つ目の項目で、「本人が自力でセーフティネットにつながることが難しく、安易に男性に頼る向がある」との記述について、困難女性本人を追いつめ責任を負わせる言い方となっていると考える。その要因は、困難女性(被害者)にとっては男女の身体性に起因する権力勾配により、男性(加害者)に頼るという選択肢しかないと思われていること、女性は男性を頼るべきだという社会的性役割が根強いこと等を考慮するべきであり、困難女性本人にすべての責任を負わせるだけでは回復につながらないと考える。本人が自分の意思を確立できるようになるまで支援することに主眼を置いてほしい。</p>	P. 14	<p>困難な問題を抱える女性への支援においては、支援対象者それぞれの意志を尊重しながら支援を行うことが重要であると考えております。 支援対象者それぞれが抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を行ってまいります。 なお、いただいた御意見を参考とし、文言を修正します。</p>
<p>【⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 P14、「本人が自力でセーフティネットにつながることが難しく、安易に男性に頼る傾向がある」と記載があるが、女性自身にとっては他に手段がないと感じて男性を頼っているので、安易という表現とは乖離があるのではないか。女性支援法の理念と照らしても不適切な表現だと感じる。たとえば「本人が自力でセーフティネットにつながることが難しく、男性に頼らざるを得ない現状がある」などに修正してはどうか</p>	P. 14	<p><修正箇所> 「本人が自力でセーフティネットにつながることが難しく、安易に男性に頼る傾向がある。」 ↓ 「本人が自力でセーフティネットにつながることが難しく、男性を頼らざるを得ない傾向がある。」</p>
<p>【⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 P. 14の9つ目の項目で、女性相談支援員を正規雇用とし、専門職として然るべき処遇としてほしい。</p>	P. 14	<p>困難な問題を抱える女性への支援の継続性の確保等のため、女性相談支援員について適切な処遇を行い、人材を確保することは重要と考えております。 貴重な御意見として賜ります。</p>
<p>【⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 心理職など専門分野の知識のある女性相談員が必要。人員確保が難しいなら処遇改善で長く努めてもらえるよう配慮すべきである。</p>	P. 14	
<p>【⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等】 女性自立支援施設の状況について、民間任せにせず県が責任を持って直接運営する施設が必要。 財政難の施設への支援ももっと行って欲しい。</p>	P. 14	<p>女性相談支援センターの長によるアセスメントや定期的な状況把握等を通じて、女性自立支援施設と引き続き連携してまいります。 財政面につきましても、婦人保護費国庫補助金交付要綱に基づき、適切な費用負担を行っております。</p>

パブリックコメントで寄せられた意見 (R6. 2. 1~2. 29)

資料 4-2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【⑦その他相談機関の状況】 女性が困難な状況に陥る背景には、性被害が隠れている場合が多々ある。 警察との連携強化も行って欲しい。性被害の相談をしやすくするためにも女性警察官を増やして欲しい。</p>	P. 14	支援対象者の立場に寄り添えるよう、警察と連携してまいります。
<p>【①困難な問題を抱える若年女性への支援体制づくり】 3行目「～把握できない場合もある。」は「～把握できないことが多い。」の方が実態を表しているように思う。</p>	P. 15	支援対象として把握できない若年女性がどの程度いるかについては、事業を実施する過程で把握に努めてまいります。
<p>【⑥外国籍の女性からの相談への対応】 外国籍の女性について、「当人が希望したり、あるいは在留資格が無くその意図に寄らず不法滞在となっている場合など、帰国が適当な場合には速やかに帰国させるよう取り組む」ことを記載してはどうか。 帰国が適当な場合には帰国させることも一つの支援の形と考える。</p>	P. 16	外国籍の女性への対応につきましても、関係機関と連携しながら対応させていただきます。
<p>【II 現状及び課題】 全国的にコロナ前後女性相談が激増している状況下において、「II 現状及び課題」の電話・来所・一時保護の利用減少をどのように分析されているのか知りたい。そもそも、女性サポートセンターでの来所面接は証明書発行が主かと思うが、DV他生活上の困難について心身の相談を受けられる場所として開かれていないのでないか。今後は、シェルター機能施設とは別に、柔軟に面接や同行に応じ、退所者アフターケアに取り組める支所の設置を望む。</p>	P. 5～P. 8	支援対象者の立場に立った相談対応や自立支援を適切に行ってまいります。 貴重な御意見として賜ります。
<p>【II 現状及び課題】 引き続き県の支援機関や支援内容の実態調査を進め、県内の支援マップを示してほしい。</p>		困難な問題を抱える女性への支援に係る実態の把握に努めてまいります。
<p>【II 現状及び課題】 女性サポートセンター、女性自立支援施設とともに、相談件数が横ばい、あるいは減少傾向にある。この傾向は、新型コロナウイルス流行に伴いDVが深刻化している現状と一致しない。 内閣府男女共同参画局が発表している「配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移」によると、令和2年度に件数が最多となっている。国と県のデータで異なる傾向となっている。 上記を踏まえ、千葉県における相談件数の伸び悩みの背景をどう考えているか。背景の調査を行う考えはあるか。</p>		県ホームページやSNS等を活用し、相談窓口を広く周知するとともに、民間支援団体と連携し相談しやすい環境づくりを進めることが重要と考えております。

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【II 現状及び課題】 ピッコラーレは現在、妊娠葛藤相談窓口「にんしんSOSちば」を千葉県より委託され運営している団体である。 基本計画（案）には、民間支援団体との連携や協働が柱の一つとして謳われているが、本基本計画（案）を策定するにあたって、現状課題の認識・把握をするために必要な民間支援団体へのヒアリングが十分に行われていないのではないかと思う。今後の女性支援の具体施策に活かしていただくためにも、まずは、ピッコラーレ含め、広く民間支援団体への丁寧な聞き取りの実施をお願いする。 妊娠葛藤相談から始まる支援は、児童福祉、母子保健、女性支援の領域にまたがっており、一体的に把握されにくく、縦割り行政の弊害が現場で顕在化している。千葉県には、女性支援新法施行を機に、国の基本方針にもある、避妊、妊娠、中絶、出産の全ての段階において、支援当事者の意思決定を支えながら、最適な支援を提供していくことを担っているピッコラーレとも丁寧な協議を重ねていただき、女性支援等他の支援と繋がりやすい官民協働の仕組みを作っていただきたい。</p>		<p>民間支援団体からの意見を伺いながら事業を進めることは重要と考えております。 貴重な御意見として賜ります。</p>
<p>【II 現状及び課題】 困難な女性が生まれる背景をしっかりと分析し、根本的な対応をすべき責務があることを、明記すべきである。 困難な問題を抱える事 자체は、男女にあることである。しかし、現代社会は男性優位の社会構造を持っているため、女性であるが故に、男性よりも困難に陥りやすい傾向がある。その背景には、①男性が稼ぎ、女性が家事育児をするという社会的規範、②女性が家にいることを前提とした諸制度、③男女の賃金格差、④未だに残る男尊女卑や家長制の考え方、⑤望まぬ妊娠を回避しようとしても、女性は緊急避妊薬から遠ざけられ、中絶には配偶者又はパートナーの同意が必要という女性自身で決定出来ない制度、⑥未だにセクハラや痴漢がはびこるなど、女性の尊厳が常に脅かされる状況など、社会の諸制度や社会的規範が原因となっていることがある。 千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画を立てるのであれば、まず、困難な問題を抱える女性が生まれやすい背景をきちんと分析し、県はその改善をする責務があることを明記すべきである。</p>		<p>アウトリーチ等の施策の実施や支援調整会議、千葉県独自の中核地域生活支援センターとの連携等を通して、実態把握に努めてまいります。</p>
<p>【II 現状及び課題】 県は引き続いて実態把握に努めてほしい。</p>		

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項（P.17～P.31）		
I 困難な問題を抱える女性への支援の内容（P.17～P.23）		
【1 アウトリーチ等による早期の把握】 「車で」を削除してはどうか。 今の記載では車無しでアウトリーチ活動することが許されない記述となっている。一般に繁華街は徒歩での行動が主であって車の往来や駐車場の確保などが難しく、車の運用が困難である場合が少なくない。また、車を利用すると車のために人手を割かねばならない。以上のように、車を使える環境であり、その余力があるならば使っても構わないが、必ず車を使うような記載は支援活動に余計な制約を加えることになり、避けるべきである。 また、「車等」としてしまうと、やはり車以外の何かを運用する必要が生じ、身一つでの支援を行うことができなくなってしまう。特に駅に近い繁華街では、車をはじめ余計な運用対象を持たず、身軽に行動することが合理的であることも考えられるので、「車等」のように記載を調整するのではなく、「車で」の削除のみを行うべきである。	P.17	いただいた御意見を参考に、文言を修正します。
【1 アウトリーチ等による早期の把握】 アウトリーチに関する記載があるが、ほとんどの地域では、困難な女性があつまる場所はないため、アウトリーチが可能なエリアは限定されると思う。アウトリーチは大事な支援方法であるが、地域性があることを踏まえて、計画に記載すべきであると思う。	P.17	アウトリーチを実施する地域につきましては、協働する民間支援団体からの意見等を参考とし、より効果的に事業を実施できる地域に決定いたします。
【3 相談支援】 女性相談支援員の役割をもっと具体的に明記して頂きたい。「様々な相談に応じる」「適切な支援につなげる」だけでなく、府内・関係機関（民間団体を含む）とのネットワーク構築の中心者となる必要がある。	P.17	女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員として、計画の推進のために重要であると考えております。
【3 相談支援】 児童家庭支援センターが県の認可で設置されており、こどもや保護者の相談や心理支援を実施している。本項に記載してはどうか。	P.17	必要に応じ、児童家庭支援センターと連携してまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見 (R6.2.1~2.29)

資料4-2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
【4 一時保護】 民間シェルターを含めた民間施設への一時保護委託について強化してほしい。	P. 19	一時保護委託については、女性相談支援センターにおいてその要否等を適切に検討・判断するとともに、強化のための取組を進めてまいります。
【5 被害回復支援】 被害回復支援について、女性支援法における重要な点だと考えるが、本計画では施策が少ないように感じる。今後、この項目の支援が手厚くなるよう施策を講じていただきたい。	P. 19	支援対象者の状況や相談内容を踏まえ、被害者回復支援の実施に努めてまいります。
【6 同伴児童への支援】 児童家庭支援センターが県の認可で設置されており、こどもや保護者の相談や心理支援を実施している。本項に記載してはどうか。【再掲】	P. 20	必要に応じ、児童家庭支援センターと連携してまいります。
【6 同伴児童への支援】 「児童個人の安全と権利を尊重し、対応する」こと、「児童個人の安全等のために必要であればその親とは別に保護等の対応をする」こと、また、「児童個人の安全等のために必要であれば、支援対象者本人の同意がなくとも、必要な措置を講ずる」ことを記載してはどうか。 児童の固有の権利は、支援対象者によらず、守られねばならない。例えば、支援対象者が意識を失っていて確認が意思の困難である場合、混乱している等での意思に従うことが不合理である場合、支援対象者が児童に対しては虐待加害者となってしまっている場合（各種調査にてその事例が報告されている）など、現在の計画案の記述では児童の権利が損なわれる可能性が生じる。	P. 20	児童個人の安全と権利を尊重し、対応することは重要と考えており、虐待が疑われる場合は通告等により適切に対応してまいります。 貴重な御意見として賜ります。
【7 自立支援】 女性相談支援員の役割を具体的に明記して頂きたい。相談員は「支援の入口」であるとともに、伴走者として一人一人の女性の自立に向けて課題を整理し、「他の機関につなぐ」だけでなく、他機関とともに適切な支援を構築するための軸となるべきではないか。そのために各自治体で女性支援の特別チーム設置や女性相談支援員の増員は急務と思われる。	P. 20	女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中心のひとつとなると考えております。 女性相談支援員の役割については、P. 25のとおり記載しております。 また、女性相談支援員の配置と定着を促進するため、各市町村に積極的に働きかけてまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見 (R6.2.1~2.29)

資料4-2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【② 心バリアリー推進事業】 2つ目の項目について、本計画は困難女性についてのものであるので、ここで取り上げられる「性的少数者」は女性のみを指す必要がある。 3つ目の項目について、「LGBT」という語について、G=「ゲイ」は男性であり本計画には関係ない。また、T=「トランスジェンダー」について、異性を自認する男性(いわゆるMtF)は本計画の対象となる困難女性とは全く属性が異なる。心のバリアフリーを推進することが困難女性の支援につながる理路が不明のため、本項目の削除を提案する。</p>	P. 23	性的マイノリティの方々への支援については、今後も議論されるべき課題であると認識しております。 計画における施策の対象者に関する貴重な御意見として賜ります。
<p>【② 心のバリアフリー推進事業】 7行目「L G B T」は「L G B T Q」の方が良いのではないか。</p>	P. 23	
<p>【② 心のバリアフリー推進事業】 L G B Tなど性的少数者への対応など新たな人権問題に関する相談を的確に対応するための研修を行う とあるが、G（ゲイ）は男性なので困難女性ではない。T（トランスジェンダー）は性別の定義を搖るがせ男性を女性に含むことになるので、職員に研修することは不適切。支援は生物学的女性に限定すべき。</p>	P. 23	
<p>【③ 学校人権教育研究協議会の開催】 「人権教育の推進、充実を図る」を「人権教育の更なる適正化を図る」としてはどうか。 昨今、教員の過重労働が問題視されており、また、以前に比べて児童の学習内容の多様化・複雑化・増加が進んでいるように思う。そのような観点からは学習内容の削減・簡素化等こそ進めるべきであり、その過程では人権教育もまた時間の削減等の対象とすべきことも考えられる。</p>	P. 23	貴重な御意見として賜ります。

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【I 困難な問題を抱える女性への支援の内容】</p> <p>新法には、基本理念第3条1項に「心身の健康回復のための援助」体制の整備が書かれている。私が長年婦人保護施設で中長期の支援をしてきた経験から、この「心身の健康の回復」を援助する段階を経ないと、「自立援助」をスタートできないくらい、被害体験（DVや虐待）による深刻なP T S D症状（フラッシュバック）を抱えている女性が多いことを実感している。</p> <p>女性相談センターに心理職が配置され、婦人保護施設にも心理職配置加算があることで、このような女性達への支援において、心理学的なアセスメントがされ、援助者がどう関わっていくべきか、助言される機会があることで、自立支援の前段階の心身の健康回復支援が可能となってきた経緯を踏まえて、心身の健康回復支援を自立支援と並ぶ大枠のカテゴリーとして基本計画に記載して頂きたいたい。</p> <p>具体的には、当事者が相談する入り口である、区市町村の相談員さんが、相談アセスメントの中で、「心身の健康がいまどのような状態にあるか、（成育歴の影響も含めて、暴力や暴言などによるトラウマによる生きづらさを抱えてはいないか）」という視点による聴き取りができる、トラウマに配慮した接遇や支援（T I C C：トラウマ・インフォームドなケア）が提供できるように、「心身の健康回復」が必要な人とはどういう状態の人であるかについて研修できる体制を整備していただきたい。</p> <p>このように「心身の健康」に悪影響を及ぼすような経験は、長く影響し、若年女性だけでなく、中高年の生活困難に陥っている女性の中にも、過去の経験による生きづらさを長く抱えて、自立支援に乗れない方がいることが、当施設に直接相談してくる女性達のお話を伺っていると推察される。このような方たちを、生活保護の就労支援や、生活困窮者自立支援に乗せることは難しいと思われる。単身、シングルマザーなどで、生活困難な女性が相談窓口に支援を求めてきた場合、丁寧な聴き取りをして、生活困窮者支援として扱うのか、心身の健康回復支援が必要な女性支援の領域として扱うのか、見極めが必要になる。</p>		<p>御指摘のとおり、心身の健康回復支援については、自立支援の開始の前に必要となる重要なカテゴリーであると認識しています。</p> <p>また、計画には具体的に明記はしていませんが、女性相談支援員等関係者向けの研修を実施する際、心身の回復支援に必要な基礎知識やスキルを受講者が得られるような内容とすることも重要と考えております。</p> <p>貴重な御意見として賜ります。</p>

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【I 困難な問題を抱える女性への支援の内容】 様々相談窓口や支援制度を掲載しているが、個々の制度、窓口だけでは、たら い回しになつたり、制度の狭間に陥ってしまう可能性がある。断らない支援の現 場として、例えば中核地域生活支援センターがあるが、女性支援に特化した相談 部門ではない。各部門の連携や中核となる部署を設け、漏れのない支援を行える 体制を整えるべきである。</p>		女性サポートセンター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間支援団体と 連携し漏れのない支援体制を整えるよう努めてまいります。
<p>【I 困難な問題を抱える女性への支援の内容】 シェルター退所後の支援も行ってほしい。</p>		困難な問題を抱える女性に対し切れ目 ない支援を実施することが重要と考えて おります。 シェルター退所後の支援に関する貴重 な御意見として賜ります。
<p>【I 困難な問題を抱える女性への支援の内容】 ステップハウス（中期利用施設）の運営資金の確保が困難であるため支援して ほしい。</p>		ステップハウスは、困難な問題を抱 える女性が社会復帰するために有用である と考えます。 ステップハウス運営の支援に関する貴 重な御意見として賜ります。

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
II 計画推進のための支援体制（P. 23～P. 31）		
<p>【2 三機関の連携体制】 一時保護を経ずに自立支援を行う場合、その支援対象者の情報は確実に支援調整会議で共有されるよう、記載してはどうか。 他の機関の連携により支援がよりスムーズになる可能性があることから、また、一部機関での措置決定ではなく全体でそれを確認することで支援活動の透明性を高めることが必要と思う。</p>	P. 25	具体的な支援体制については、支援調整会議等で検討してまいります。
<p>【ア 県の役割】 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、と記載してはどうか。 なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望む。</p>	P. 23	<p>民間支援団体との協働に際しては、当該団体から事業内容等について聴取を実施したり、必要に応じて登記簿謄本や決算書類の提出を求めたりするなど、当該団体の適性を見極めることが重要と考えております。</p> <p>また、アウトリーチ等の施策の実施や支援調整会議、千葉県独自の中核地域生活支援センターとの連携等を通して、民間支援団体の把握に努めてまいります。</p>
<p>【ア 県の役割】 民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q&A）を本事業でも遵守すると記載されではどうか。 また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県市長村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望む。</p>	P. 23～p. 24	<p>民間支援団体との協働に際しては、令和5年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知等に留意して、適切に事業を実施してまいります。</p>

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【イ 市町村の役割】 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、と記載してはどうか。 なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望む。【再掲】</p>	P. 24	<p>民間支援団体との協働に際しては、当該団体から事業内容等について聴取を実施したり、必要に応じて登記簿謄本や決算書類の提出を求めたりするなど、当該団体の適性を見極めることが重要と考えております。</p> <p>また、アウトリーチ等の施策の実施や支援調整会議、千葉県独自の中核地域生活支援センターとの連携等を通して、民間支援団体の把握に努めてまいります。</p>
<p>【イ 市町村の役割】 民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q&A）を本事業でも遵守すると記載されはどうか。 また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県市町村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望む。【再掲】</p>	P. 24	<p>民間支援団体との協働に際しては、令和5年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知等に留意して、適切に事業を実施してまいります。</p>
<p>【ウ 女性相談支援センターの役割】 女性相談支援センターの機能強化をしてほしい。</p>	P. 24	<p>女性相談支援センターの在り方に関する貴重な御意見として賜ります。</p>
<p>【エ 女性相談支援員の役割】 女性相談支援員の役割をもっと具体的に明記して頂きたい。「様々な相談に応じる」「適切な支援につなげる」だけでなく、庁内・関係機関（民間団体を含む）とのネットワーク構築の中心者となる必要がある。【再掲】</p>	P. 25	<p>女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員として、計画の推進のために重要であると考えております。</p>

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【オ 女性自立支援施設の役割】 3行目「支援対象者を入所させ、その保護を実施」は他県の計画も同じ表記だが、売防法当時の処罰的な口調の印象を受ける。例えば「支援対象に寄り添い、安心・安全な生活環境を提供する」としてはどうか。 6行目「自立の促進のための法律支援」はどのような支援なのかイメージしづらいかと思う。「自立の促進のための生活及び就労支援」としてはどうか。</p>	P. 25	いただいた御意見を参考に、文言を修正します。
<p>【3 民間支援団体との連携体制】 民間支援団体が支援を展開・拡大できるように柔軟な委託や運営費の安定確保などバックアップは必須。また、民間団体は公的な施設に比べて物理的にも人員的にも脆弱性があるため、日常的にこまやかに連絡・連携体制を取るなど、物心両面のサポート体制を図っていただきたい。</p>	P. 26	困難な問題を抱える女性への支援において、民間支援団体との連携は重要と考えております。 貴重な御意見として賜ります。
<p>【3 民間支援団体との連携体制】 県内の民間団体の連携をしたい。</p>	P. 26	民間支援団体相互で情報共有や意見交換、連携した支援ができるためのネットワークの構築に努めてまいります。
<p>【3 民間支援団体との連携体制】 民間団体と行政担当の定期的な連絡会を開催してほしい。</p>	P. 26	支援調整会議の活用等により、民間支援団体との情報共有等の機会の確保に努めてまいります。
<p>【3 民間支援団体との連携体制】 様々な資源について、可視化して民間支援団体にも共有してほしい。</p>	P. 26	困難な問題を抱える女性への支援のために有効な情報等を、支援調整会議等で民間支援団体にも共有してまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見 (R6.2.1~2.29)

資料4-2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
【4 関係機関との連携体制】および、P.28の図 連携先として警察を明記してはどうか。 暴力を伴うなど危険を伴う状況にある場合や繁華街等での支援など、警察の関与が欠かせない。	P.26、P.28	女性の自立支援においては、様々な関係機関との連携が肝要であると認識しております。 支援退所者の状況や相談内容を踏まえ、必要に応じて、適切な者を構成員として支援調整会議を実施してまいります。
【4 関係機関との連携体制】および、P.28の図 連携先として出入国在留管理庁を明記してはどうか。 外国籍の方の支援が大きく取り上げられているが、その場合には在留資格が問題となったり、帰国を選択できるようにしたりと、機関の関与が必要に思いう。	P.26、P.28	
【5 配偶者暴力防法に基づく施策との関係】 地方自治体の住民基本台帳事務において、閲覧制限等の支援措置が取られているにもかかわらず、加害者側へ情報が漏洩する事例が後を絶たないことから、当該事務を取り扱う市町村へ厳重な注意喚起を行うことを求める。	P.27	会議等を通じて各市町村に注意喚起してまいります。
【6 支援調整会議】 支援対象者の個人情報は、支援調整会議を待たずに、関係機関（特に警察）に共有するようにしてはどうか。また、必ずしも支援対象者の意思に寄らずに共有できる仕組みが必要と考える。 特に一時保護やアウトリーチ活動での接触において、関係者（警察、法曹関係、医療関係など）と連携しての至急の対応が必要となる場合、更にその際に支援対象者が気を失っていたり混乱したりしている場合が容易に想定されるためである。	P.27	事業の実施の際、緊急事態が発生した場合は、警察に連絡する等、適切に対応いたします。 支援調整会議においては、個人情報の保護に関する法律等に則り個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、効果的な支援を行えるよう努めてまいります。 なお、支援調整会議については、困難女性支援法第15条第5項の規定により、罰則のある守秘義務が設けられています。
【6 支援調整会議】 支援調整会議、特に代表者会議そのものや議事録・資料等は、個人情報等に配慮したうえで、公開すると記載してはどうか。 社会全体で本支援を進めていくべきであり、当然ながら社会全体で支援の現状を知っておいたほうが良いと思う。	P.27	
【6 支援調整会議】 支援調整会議等構成メンバーに生活困窮者自立支援事業所を参加させてほしい。これまでDV母子支援だけでなく、居所なし、障害、家族関係、経済、住まい等の問題を抱えている場合、日常的に生活困窮者自立支援事業所や中核地域生活支援センターが支援にあたってきたのが現状である。しかし、女性相談支援員の不在により「女性支援」の視点での適切な支援が行えているか危惧があつた。各関係者会議やネットワークにより女性支援の知識や視点での支援を学び合うことが重要と思う。	P.27	支援調整会議の構成員については、生活困窮者自立支援事業所にも参加していただくことも考えられると認識しております。

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【6 支援調整会議】 支援調整会議については、既存の会議体との連携を図りながら、実効性のある開催を図ってほしい。</p>	P. 27	実効性のある会議となるよう努めまいります。
<p>【9 女性相談支援員の配置と定着の促進】 「女性相談支援員について適切な待遇を行い、人材の確保に努める必要がある。」との記載がある。しかし、「女性相談支援員については、正規雇用にするか、正規雇用と同程度の賃金水準を確保する必要がある」などと、もっと具体的な待遇を記載すべきである。 今までの婦人相談員は、非正規雇用であり、低賃金であった。相談窓口は、最も市民に近い現場であり、専門的な知識を有している相談員の質の担保のためにも、待遇改善は不可欠である。相談窓口の対応次第で、その後の人生が大きく変わることもあるほど、相談現場が担う責任は重い。このような重い責任と、専門的な知識を有する女性相談支援員については、正規雇用にするか、正規雇用と同程度の賃金・待遇を確保する必要があることを明記すべきである。</p>	P. 31	いただいたご意見につきましては、今後、女性相談支援員の配置と定着を促進する上で、各市町村に積極的に働きかけてまいります。
<p>【II 計画推進のための支援体制】 相談窓口に来られるということは、相当の「生きる困難さ」を抱えている訳であるから、就労自立支援の段階にすぐに行ける人なのか、心身の健康の回復の段階で支援や配慮が必要な人なのか、このことを見極めるために「支援調整会議」のような、多職種の連携によるアセスメントが有効となる。相談の入り口である、区市町村の福祉相談に関わる相談員さんにPTSDの影響を考慮した聴き取りができるような、聴き取りフォーマットを開発することで、この連携がよりし易くなると思うので、取り入れていただくことを提案する。 また、民間の相談機関（中核地域生活支援センターなど）にも、この共通フォーマットを取り入れてもらうことで、行政の相談窓口である女性相談支援センター等に繋ぎやすくなり、行政相談機関から、心身の健康回復支援が可能な環境を備えた女性自立支援施設への繋ぎも、し易くなり、結果、全体の就労自立が早まる（若年の時に受けた暴力などの影響が中年期まで残ることを防止することも含めて）と予測できる。このような長期的な効果を見据えて、新法の施行と運用を進めてただだくことを、現場で当事者を支援する者の視点から、希望する。</p>		多職種が連携する際に、共通のアセスメント用フォーマットの活用が有効であるとの具体的な御提案は、貴重な御意見として賜ります。

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項（P.32）		
I 基本目標（P.32）		
【I 基本目標】 4つの基本目標について、それぞれ「増加を目指す」としているが、それに対するアプローチを明確にすべきである。	P.32	
【I 基本目標】 目標の項目に、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはどうか。 現在記載されている目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備である。3年という相応の長さを持つ計画であるから、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念する。	P.32	本計画の進捗状況を把握するため、目標設定は重要であると考えております。 貴重な御意見として賜ります。
【I 基本目標】 基本目標は数値で示されるべきではないか。 評価をしやすくするためにある。	P.32	
【I 基本目標】 基本目標に掲げている4項目は、いずれも成果指標として重要だと感じる。数値目標を掲げてはどうか	P.32	
II 基本計画の見直し（P.32）		
【II 基本計画の見直し】 本評価により得られた結果を公表されることを支持する。 加えて、その公表が基本計画の見直しが完了する前になされるよう、記載されてはどうか。本支援は関係者が多く、社会全体で見直し内容は議論されるべきかと思う。	P.32	評価方法及び評価結果の公表時期については、検討してまいります。 また、計画の見直しの際には、パブリックコメントにより広く意見を募ることとしております。
【II 計画の見直し】 関係機関が顔の見える関係をつくることと、計画の見直しを継続して行うための官民での意見交換の場をつくってほしい。	P.32	支援調整会議等により、官民での意見交換の場の確保を行ってまいります。 計画の見直し等に関する貴重な御意見として賜ります。

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
全体を通じての意見		
【全体を通じて】 国が示している「基本計画のイメージ」をなぞったものであり、千葉県として何をしたいのかが見えていないので、もう少しオリジナリティを出すべきである。		困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を実施する上で、本県の特性を踏まえながら実施してまいります。
【全体を通じて】 全般的に「市町村や関係機関との連携」と謳っているが、どのように連携していくのか、また、ときには市町村を超えた対応（広域）が求められると思われるが、それらへの対応をどのように考えているのか。		基本計画にある支援調整会議を開催し、市町村や民間支援団体等関係機関の連携を強化していくことを想定しております。
【全体を通じて】 今回の計画策定に当たって、連携する必要がある市町村とは協議したのか。		策定に当たり、市町村等の関係機関や有識者等による検討会議を開催し、意見をいただいています。
【全体を通じて】 東京都での困難女性支援法モデル事業（若年被害女性支援）では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いていること、第211回国会でも多くの質疑が交わされている。このような混乱は、何よりも支援対象者のためにならない。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動となることを望む。		困難な問題を抱える女性への支援のための施策を円滑に実施するため、適正に行われるよう指導等を行ってまいります。
【全体を通じて】 困難を抱える女性、傷ついた女性は身体が女性であることによる性被害、またそのトラウマが重篤なため社会から周縁化されがちな存在であるので、心身ともに十分な回復が得られるようになるまで身体男性との接触を避け、同性である女性がケースワーカーや支援員として関わること、シェルター等の緊急避難施設において同性のみの環境を整備することを求める。		困難な問題を抱える女性に対し、安心・安全な支援を行うことや、心身の健康回復支援を行うことは重要と考えております。 貴重な御意見として賜ります。
【全体を通じて】 計画全体を通して、女性支援法第二条の定義に一番に記載されている「性的な被害」について記載が少ないと感じる。計画の見直しの際に、重点項目として扱えるか検討していただきたい		性的な被害についても、女性が抱える困難な問題として重大なものであると考えております。 貴重な御意見として賜ります。

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
<p>【全体を通じて】 民間支援団体は、乏しい予算の中で頑張って支援活動をしている。近年は、東京で支援活動を行っている団体への激しいバッシングがあり、行政の金銭的支援が後退してしまった事例もある。女性支援団体への理不尽なバッシングは、それ自体が、困難な女性を発生させる背景の一つと考えるべきである。従って、民間団体への行政からの金銭的支援は、今まで以上にしっかりとすることが必要であり、またバッシングを受けたとしても、困難な女性を支援することが県の責務であるという態度を崩さず、毅然とした対応をすべきである。</p>		
<p>【全体を通じて】 何事にもまず予算が必要である。どんなに理想を語っても、そこにお金がなければ絵に描いた餅になってしまいます。困難な女性を支援することは、長い目で見れば、女性全体の底上げにつながり、女性が行きづらい社会を変え、社会構造全体を変える一助になる。長期的な視野に立って、しっかりととした予算を確保すべきである。</p>		困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するため、ご意見を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。
<p>【全体を通じて】 千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画、大変よろしいと思う。DV被害者のように、支援を必要とされている方は確実にいらっしゃるので、その方々に支援の手が届くようにしていただければと思う。 一方で、今日東京都で問題となっているW P B C 問題がある。今回の計画（案）の概要及び千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）17.頁に記載されていた、アウトリーチや一時保護委託について、東京都の方では委託先の会計報告に不正な点が多く、住民訴訟に発展しているところである。千葉県でこの事業を行う際には、委託先の選定については厳としていただくようお願いするとともに、事業の報告や、その監査についても、不備や地帯が無いようお願いする。もし不審な点があった場合には、情報開示請求をするので、速やかに開示決定ができるよう、日頃から書類を整理していただきたい。</p>		
<p>【全体を通じて】 主体である当事者の意向を最優先にした支援を行って欲しい。</p>		支援対象者それぞれの意思を尊重し、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を行えるよう努めてまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見（R6.2.1～2.29）

資料4－2

意見の概要	計画案のページ	県の考え方（案）
【全体を通じて】 女性相談支援員を計画の中心に位置づけてほしい。		女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員として、計画の推進のために重要であると考えております。
【全体を通じて】 婦人保護施設で行ってきた実践ができるだけオープンにし、活かしてほしい。		婦人保護施設の持つ支援のノウハウや知見等を活用しつつ、計画を推進してまいります。